

2022年5月24日

各 位

上場会社名 東洋建設株式会社
代表者 代表取締役社長 武澤 恭司
(コード番号 1890 東証プライム)
問合せ先責任者 常務執行役員経営管理本部総務部長 佐藤 護
T E L 03-6361-5450

合同会社 Vpg らないしダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK 1 Limited) らによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的な懸念があることに基づく当社の会社の支配に関する基本方針及び当社株式の大規模買付行為等への対応方針 (Vpg らによる当社株式の公開買付け申込みに関する協議を強圧性のない状況下で真摯に行うための環境確保のための方策) の導入に関するお知らせ

当社は、ダブリューケイ・ワン・リミテッド (WK 1 Limited) (旧 Isabel 2 Limited。以下「WK1」といいます。) 並びにその共同保有者であるダブリューケイ・ツー・リミテッド (WK 2 Limited) (旧 Isabel 3 Limited。以下「WK2」といいます。)、ダブリューケイ・スリー・リミテッド (WK 3 Limited) (旧 Isabel 4 Limited。以下「WK3」といい、WK1 及び WK2 と併せて、以下「WK1~3」と総称します。) 及び合同会社 Vpg (以下「Vpg」といい、WK1~3 と併せて、以下「WK ら」と総称します。) が当社株式を急速かつ大量に買い集めており (WK らによる当社株式の大量買集めを、以下「本株式大量買集め」といいます。)、2022年5月23日時点において、当社の発行済株式総数の 27.19%に相当する当社株式を保有するに至っていることを確認しております。

また、当社は、2022年4月22日付けプレスリリース「Yamauchi-No.10 Family Office からの書簡の受領に関するお知らせ」(以下「4月22日付けプレスリリース」といいます。) にてお知らせいたしましたとおり、同日、WK1~3 の実質的な出資者であり、山内万丈氏 (以下「山内氏」といいます。) を代表理事とする一般社団法人 Yamauchi-No.10 Family Office (以下「YFO」といいます。) から、YFO の日本国内の事業会社である Vpg 又は YFO が実質的な出資者となって設立する株式会社が、当社との間で非公開化後の企業価値向上策及び公開買付け (以下「株式公開買付け」を「TOB」ということがあります。) の条件に合意できること (当社取締役会による賛同及び応募推奨を含みます。) を条件として、当社株式 1 株当たりの買付価格を 1,000 円、公開買付期間 30 営業日、買付予定数の下限を当社の総議決権数の 3 分の 2 以上に設定し、買付予定数の上限は設定しない、当社株式の非公開化を目的とする TOB を行うことについての提案 (以下「本 TOB 提案」といいます。) を受けました。さらに、当社は、2022年5月19日付けプレスリリース「合同会社 Vpg 及び株式会社 KITE からの当社株式の全株式取得の申込みに関する書簡の受領について」にてお知らせいたしましたとおり、同月 18 日、「YFO の日本国内の事業会社」と称されている Vpg (山内氏及びその同居の親族 1 名が 100%出資) 並びに株式会社 KITE (山内氏が 100%出資。以下「KITE」といい、Vpg と併せて、以下「Vpg ら」と総称し

ます。) から、Vpg らが、当社取締役会による賛同及び応募推奨を前提条件として同年 6 月下旬を目途に、本 TOB 提案と同様の条件による当社株式の TOB を行うことについての申込み（以下「本 TOB 申込み」といいます。）を受けました。但し、本 TOB 申込みについては、Vpg らが当該前提条件を任意に放棄することが可能である旨が明記されており、Vpg らは、当社の同意なく当該 TOB を開始することができる内容となっています。

当社としては、YFO との間で、本 TOB 申込みの具体的な内容の確認や協議等を引き続き真摯に行って参る予定ですが、以下で詳述するとおり、YFO が、本 TOB 提案及び本 TOB 申込みにつき、事前に具体的な説明を全く行わなかったり、協議に当たって残念ながら非常に不誠実な姿勢を続けており、かつ、強圧的な提案を行っていること等を踏まえると、今後も、Vpg ら、YFO、WK1-3、アスリード J（後述）、アスリード S（後述）、門田泰人氏（後述）、村上皓亮氏（後述）を含む山内氏が強い影響力を有しているその関係者（これらの者を、以下「YFO グループ」と総称します。YFO グループの構成等については、別紙 1 をご参照ください。）が、十分な情報開示を行わずに、①Vpg ら等を通じて当社取締役会による賛同及び応募推奨を取得せずに当社株式の TOB を開始する、又は②WK ら等を通じて引き続き市場内で当社株式を買い集める等により、当社の経営権の取得を図る具体的かつ切迫した懸念があるものと考えております。

このような具体的かつ切迫した懸念を踏まえ、当社は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保する観点から、2022 年 5 月 24 日開催の当社取締役会（以下「本取締役会」といいます。）において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第 118 条第 3 号柱書に規定されるものをいい、以下「会社の支配に関する基本方針」といいます。）を決定するとともに、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（同号ロ(2)）として、以下に記載する当社株式の大規模買付行為等（下記 III 2. で定義します。以下同じです。）への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を、緊急対応として導入することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

本対応方針は、大規模買付者（下記 III 2. で定義します。以下同じです。）を含む特定株主グループ（下記 III 2. で定義します。以下同じです。）に対して大規模買付ルール（下記 I 2. で定義します。以下同じです。）の遵守を求めることで、市場における買増しや強圧性のある TOB を含む大規模買付行為等の威迫のない状況下において、Vpg らを含む大規模買付者を含む特定株主グループから十分な情報をご提供いただき、株主の皆様及び当社取締役会が大規模買付行為等について十分に熟慮し、適切な判断を行うための時間と情報を確保することを目的とするものです。即ち、本対応方針は、本 TOB 申込みに従った当社株式の TOB の実施を妨げることを第一義的な目的とするものではありません。そのため、YFO グループが、大規模買付行為等の開始又は実行に当たり大規模買付ルールを遵守する場合には、当社は、提供された情報を基に、本 TOB 申込みの取扱いにつき、YFO グループと真摯に協議を行って参る方針です。

本対応方針の導入につきましては、本取締役会において、独立社外取締役 2 名を含む当社取締役全員の賛成により承認されており、独立社外監査役 2 名を含む当社監査役全員も、本対応方針の具体的運用が適正に行われることを条件に、本対応方針に同意しております。

本対応方針は、本取締役会の決議により導入するものですが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、2022年6月24日に開催予定の当社第100回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）において議案としてお諮りさせていただくとともに、Vpg らが本定時株主総会の開催を待たずに本 TOB 申込みに基づく当社への TOB を開始する場合等に備えて、本対応方針の有効期間中に YFO グループ（但し、下記Ⅲ 2. により特定株主グループを構成するものとみなされる者に限ります。）その他の大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を行った場合（かかる認定は、後述のとおり判断の客観性・公正性の観点から特別委員会が行うものとします。）に本対応方針に基づき対抗措置を講じることについても、念のため、併せて当該議案において予め株主の皆様はその是非をお諮りさせていただきます。なお、本対応方針は、本日付けで効力を生じるものとしますが、本定時株主総会において、上記議案につき、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されなかった場合には、直ちに廃止されるものとします。

また、当社は、2022年3月22日付けプレスリリース「インフロニア・ホールディングス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、2022年3月22日に公表された、当社と資本関係を有するインフロニア・ホールディングス株式会社（以下「インフロニア」といいます。）による当社に対する TOB（以下「インフロニア TOB」といいます。）の公正性を担保するため、同年2月24日、福田善夫氏（当社独立社外取締役）、吉田豊氏（当社独立社外取締役）及び多数の M&A 案件に関与した経験を有し、インフロニア TOB に類似する構造的な利益相反関係のある M&A 取引に特別委員会の委員として関与した豊富な経験を有する社外有識者である西本強氏（弁護士、日比谷パーク法律事務所）の 3 名から構成される特別委員会を設置しておりました。本対応方針を適正に運用するとともに、当社取締役会によって（保身目的等により）当該方針に関して恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保する目的のために当該特別委員会を活用することについては、特に問題はないと考えられる一方、本対応方針の運用に関する審議の効率化にも資すると考えられることから、当該特別委員会を、本対応方針に関する特別委員会としても活用するものとします。

なお、本定時株主総会終結時に、西本強氏は特別委員会の委員を退任し、その後任として、藤谷泰之氏（当社独立社外取締役に就任予定）が新たに特別委員会の委員に就任する予定です。現在の特別委員会の委員 3 名及び藤谷泰之氏は、当社の業務執行を行う経営陣だけではなく YFO グループとの間においても重要な利害関係を有していない一方で、インフロニア TOB の経緯を熟知している委員を含む特別委員会を本対応方針に関する特別委員会として活用することにより、特別委員会が本対応方針に関してより実質的な判断を行うことができると考えられます。そのため、当社は、上記の特別委員会を本対応方針に関する特別委員会として活用す

ることが最善の選択肢であると考えております。特別委員会の委員の略歴等については、**別紙 2**をご参照ください。

本対応方針の導入に至る経緯・理由等の詳細は以下のとおりです。

① 本株式大量買集め、本 TOB 申込み及び YFO との協議の状況

当社株式に関しては、インフロニアが、2022年3月22日、当社との連携を更に強化し、環境変化に対応できる経営基盤の構築や経営資源の最適配分等、両社のシナジーを最大限発揮していくことを目的としたインフロニア TOB の開始に関するお知らせを行い、当社は、同日、当社取締役会において、インフロニア TOB に賛同の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対し、インフロニア TOB に応募することを推奨する旨の決議をいたしました。

その後、2022年3月31日に、WK1~3 の連名により当社株式に関する大量保有報告書が初めて提出され、その後も WK らは、主として市場内における当社株式の急速かつ大量の買集めを続け、WK らが提出した当社株式に関する2022年4月22日付け変更報告書 No.11 において、WK らの株券等保有割合が合計で26.28%となった旨が開示され、同年5月17日付け変更報告書 No.12 において、WK らの株券等保有割合が合計で27.19%となった旨が開示されました。

この間、4月22日付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、同月15日に、初めて YFO から書簡（以下「4月15日付け YFO 書簡」といいます。）を受領し、同書簡において、YFO から、同月14日時点で YFO が WK1~3 を通じて当社の発行済株式総数の25.28%に相当する当社株式を保有している旨を伝達されるとともに、当社と YFO との面談の提案を受けました。4月15日付け YFO 書簡を受け、当社は、4月22日付けプレスリリースに記載のとおり、同月18日、YFO に対し、YFO の最高投資責任者である村上皓亮氏（以下「村上氏」といいます。）が、当社が2020年に Aslead Capital Pte. Ltd.（以下「アスリード S」といいます。）に対して当時の前田建設工業株式会社（以下「前田建設」といいます。）を中心とする組織再編に参画するか否か及び参画する場合における条件の検討その他の資本政策の検討等を依頼した際の担当者であったことから（以下に詳述します。）、(i)本株式大量買集めに関して、インサイダー取引規制（ないしはその趣旨）に違反していないか、及び当該依頼の際の契約上の義務（情報の目的外利用禁止義務及び投資利用禁止義務）に違反していないか、並びに(ii)当社株式の買付けの目的及び今後の保有方針等に関し、質問書（以下「4月18日付け質問書」といいます。）を送付しました。

これに対し、4月22日付けプレスリリースに記載のとおり、当社は、同日、YFO から4月18日付け質問書に対する回答書（以下「4月22日付け YFO 回答書」といいます。）を受領し、当該回答書において初めて本 TOB 提案を受けました。

この本 TOB 提案に至るまで、WK らや YFO は、本株式大量買集めに関連して、WK らや YFO が、本 TOB 提案で示されているように、最終的には当社株式の全部の取得を目的としていること及び当社株式を1株当たり1,000円で取得する用意があることについては一切公表し

ていないばかりか、その旨を当社に対して伝達することもなく、WK らによる当社株券等（下記Ⅲ 2.（注 3）で定義します。）に係る大量保有報告書及びその変更報告書においても、その保有目的は「純投資」、重要提案行為等については「該当なし」と一貫して開示し続けたところです。このような本株式大量買集めの態様につき、当社は、4 月 18 日付け質問書において、「現在、インフロニアによる当社株式に対する公開買付け（以下「本件公開買付け」といいます。）が実施されており、公開買付届出書、意見表明報告書等において様々な開示がなされている中で、貴社及び貴社投資会社〔中略〕が、市場内において、取得目標株式数、当社株式の 1 株当たり取得価格の上限額、当社株式の大量取得後における当社株式の処理方針等につき何ら明らかにされないままに当社株式の買付けを進められた場合、当社の一般株主としては、本件公開買付けに応募する場合と市場において当社株式を売却する場合との比較が非常に困難となり、情報開示の面から非常に問題があると考えております。このことは、当社の株主の皆様共同の利益をも害する可能性があると言わざるを得ず、当社としては非常に遺憾に存じております。」と指摘していたところですが、4 月 22 日付け YFO 回答書においては、残念ながら、本株式大量買集めに際して、YFO が最終的には当社株式の全部の取得を目的としていること及び当社株式を 1 株当たり 1,000 円で取得する用意があることを認識し得ないままに、1 株当たり 1,000 円を下回る価格で WK らに対して当社株式を譲渡するに至っていた当社の一般株主の皆様の利益に配慮する姿勢は、全く見られませんでした。

なお、この点に関連して、WK らは、本 TOB 提案がなされてから 3 週間以上が経過した 2022 年 5 月 17 日に至ってからようやく同日付け変更報告書 No.12 を提出し、当社株式の保有目的を「純投資」から「純投資及び状況に応じて重要提案行為を行うこと」に変更するに至っており、当社としては、このような開示姿勢は当社株主の皆様に対する情報開示の面でいささか不適切といわざるを得ないものと考えております。

また、当社が 4 月 18 日付け質問書において指摘した、村上氏が、当社が 2020 年にアスリード S に対して当時の前田建設を中心とする組織再編に参画するか否か及び参画する場合における条件の検討その他の資本政策の検討等を依頼した際のアスリード S の担当者であったことに基づくインサイダー取引規制（ないしはその趣旨）への違反の可能性や当該依頼の際の契約上の義務（情報の目的外利用禁止義務及び投資利用禁止義務）への違反の可能性についても、YFO による 4 月 22 日付け YFO 回答書においては、(i)インフロニア TOB が開始されている以上は未公表の重要事実はないはずである、(ii)村上氏自身が YFO の最高投資責任者として回答を行っているにも拘らず、アスリード S と当社との間の 2020 年 10 月 1 日付け「アドバイザー業務委託契約書」については、YFO 並びに Vpg 及び今後設立予定の株式会社〔当社注：KITE を指すと思われます。〕は「契約当事者ではなくご回答する立場にないため、回答を控えさせていただきます」として、正面からの回答を得ることはできませんでした。このように、残念ながら、YFO には、当社の一般株主の皆様や投資家が認識し得ない当社の秘密情報に基づいて WK らが本株式大量買集めを行い、その結果、当社の一般株主の皆様との間で情報の非対称性を利用して実質的に利益を上げていることについて、問題であると認識するような姿勢は、全く窺えませんでした。

さらに、当社は、2022年4月27日、村上氏との間で面談（以下「4月27日面談」といいます。）を実施し、本TOB提案における買付価格（1株当たり1,000円）の算定根拠やその調達方法、当社株式取得後の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等について質問を行いました。そして、当社は、当社の2022年5月16日付けプレスリリース「Yamauchi-No.10 Family Officeからの書簡の受領等に関するお知らせ」に記載のとおり、4月27日面談の結果を踏まえ、同日にYFOに対して質問書を送付し、同年5月10日にYFOから当該質問書に対する回答書（以下「5月10日付けYFO回答書」といいます。）を受領した後、同月11日に村上氏との間で第二回目の面談を実施いたしました。しかしながら、これらの二度に亘る面談及び5月10日付けYFO回答書においても、YFOからは、当社が本TOB提案を検討するために特に重要であると考えている、(i)当社の事業環境に関するYFOとしての理解及び展望、(ii)当社株式取得後の経営方針、(iii)当該経営方針に基づく事業計画、(iv)株式取得に要する資金の調達方法、(v)当社株式に係る投資の回収方針等について、残念ながら、十分なご説明をいただくことはできませんでした。

その後、当社は、2022年5月13日、YFOから当社経営陣の課題認識、経営施策等に関する質問事項（以下「5月13日付けYFO質問書」といいます。）を受領するとともに、YFOが検討している当社の経営方針及び企業価値向上策を同月16日までに当社に提示する予定である旨の連絡を受けました。当社は、早期にYFOから当社の経営方針及び企業価値向上策に関するご提案を受領するため、同月16日、5月13日付けYFO質問書に対する回答を送付しましたが、これに対して、同月17日になってからようやく、YFOから、「東洋建設の経営方針・企業価値向上策（案）」と題する書面（以下「5月17日付けYFO経営方針案」といいます。）の送付を受けることができました。もともと、当社は、5月17日付けYFO経営方針案においても、依然として、(i)YFO独自の支援でしかなし得ない当社の成長の具体的内容、(ii)従前の前田建設との資本業務提携関係を解消した上でYFOの方策に依る方が当社の成長に繋がるとする具体的な根拠、(iii)当社の課題解決に向けた支援体制に関する具体的な実績等について、十分な説明がなされていないと考えております。

上記のとおり、当社は、短期間に二度の面談を行うとともに、速やかに質問書等を送付する等してYFOと真摯に協議を行っていたにも拘らず、また、翌日に第三回目の面談が予定されていたにも拘らず、2022年5月18日になって、Vpgらは、当社に何らの事前連絡もないまま、本TOB申込みを行うとともに、そのHP上で本TOB申込みに関する詳細な開示（2022年6月下旬を目途としてTOBを開始する旨の言及を含みます。）を一方的に行いました。

その後、当社は、2022年5月19日、YFOとの間で（本TOB申込みがなされる前から予定されていた）第三回目の面談（以下「5月19日面談」といいます。）を実施し、5月17日付けYFO経営方針案及び本TOB申込みについて初期的な議論を行いました。この5月19日面談の中で、当社はYFOに対し、4月22日付けYFO回答書及び5月10日付けYFO回答書において、YFOが、当社との友好的な協議・議論が行われることを前提として当社株式の追加取得を行わないことを明示的に当社に対して申し入れていたことも踏まえ、当社取締役会が本TOB申込みに基づくTOBを実施するとの威迫の下にYFOとの交渉に臨むことになる事態を回避し、

友好的かつ実効的な協議を YFO との間で行うことができるよう、一定期間は当社株式のさらなる取得を行わないことに合意して欲しい旨を提案いたしました。しかしながら、YFO は、これに対して、同年 5 月 22 日、(i)2022 年 6 月末日までを超えて当社株式の追加取得を行わない旨を合意することは困難であると考えていること、及び、(ii)本 TOB 申込みにおいて、その前提条件（当社取締役会による賛同及び応募推奨）を Vpg らが任意に放棄することが可能とされていることは、「貴社との協議の結果、本公開買付けの実施に向けて何らか柔軟な対応が必要となった場合に備えて定めている」等という内容を含む書簡（以下「5 月 22 日付け YFO 書簡」といいます。）、並びに、当社株式の追加取得を行わない期間（いわゆるスタนด์スティール期間）を 2022 年 6 月末日まで（但し、当社及び Vpg らが合意した場合には 10 営業日延長される。）と記載した秘密保持契約書のドラフト（以下「5 月 22 日付け NDA ドラフト」といいます。）を送付してきました。なお、この 5 月 22 日付け YFO 書簡や同日付け NDA ドラフトには、当社取締役が YFO との間で真摯な協議を行っている間は YFO グループは当社株式の追加取得を行わないといった提案や文言は一切なく、当社としては、この 5 月 22 日付け YFO 書簡や同日付け NDA ドラフトに現れている YFO の当社との協議に臨む姿勢は、誠に残念ながら、友好的な協議を謳う表面的な言辞とは裏腹に、本 TOB 申込みに基づく TOB を（場合によっては当社取締役会の同意なしに）いつでも実施することができるとの威迫の下に、当社取締役会に対して、2022 年 6 月末日までの間に本 TOB 申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るといふ強圧的なものであると受け止めざるを得ませんでした。

上記の 5 月 22 日付け YFO 書簡や 5 月 22 日付け NDA ドラフトを受けて、当社は、2022 年 5 月 23 日、YFO に対し、本 TOB 申込みの前提条件を含む諸条件、及び、5 月 17 日付け YFO 経営方針案において説明が不十分でないと考えている事項等に関して、改めて質問書を送付しております。

② インフロニア TOB の状況

インフロニア TOB については、当社は、2022 年 4 月 28 日、その買付価格（1 株当たり 770 円）がインフロニア TOB 開始後の市場株価を下回っている中で、インフロニアに対して買付価格の引き上げを要請したものの、インフロニアから買付価格の変更はできないとの回答がなされたこと、及び、本 TOB 提案を受領したこと等に鑑み、当社の株主の皆様に対してインフロニア TOB に応募することを推奨する旨の意見を撤回し、同 TOB に賛同する旨の意見は維持するものの、当社の株主の皆様がインフロニア TOB に応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。その後、2022 年 5 月 19 日、インフロニア TOB は、応募された株式の総数が買付予定数の下限に満たなかったため、不成立となりました。また、インフロニアは、当社を完全子会社化する検討を一旦中止し、他方で当社との間の従来の資本業務提携関係を継続しつつ、様々な選択肢を視野に入れながらインフロニアグループの企業価値向上を目指していくとのことです。

当社は、インフロニアの完全子会社としてインフロニアグループに参画することに関する検

討を中止し、土木・建築事業での協働の取組みを含む公開買付者グループとの間の従来の資本業務提携関係を維持するとともに、今後も、当社が2020年3月25日に公表した①人財への投資、②生産体制の維持、③付加価値生産性の向上、④海外建設市場における収益力の強化、及び⑤社会課題の解決による成長を基本戦略とする中期経営計画“Being a resilient company”の実現に引き続き取り組み、様々な選択肢を検討しながら、当社グループの中長期的な企業価値の向上を目指して参ります。

③ 本対応方針の導入に至る経緯・理由

上記①のとおり、当社は、4月15日付けYFO書簡を受領後、YFOに対し、複数回に亘って、当社株式取得後の経営方針、本TOB提案における買付価格（1株当たり1,000円）の算定根拠やその調達方法等について質問を行いました。残念ながら、YFOからは、本TOB申込みの前日になってから初めて5月17日付けYFO経営方針案の提出を受けたものの、それまでは何ら具体的な説明は行って頂けませんでした。また、上記のとおり、当社は、5月17日付けYFO経営方針案においても、(i)YFO独自の支援でしかなし得ない当社の成長の具体的内容、(ii)従前の前田建設との資本業務提携関係を解消した上でYFOの方策に依る方が当社の成長に繋がるとする具体的な根拠、(iii)当社の課題解決に向けた支援体制に関する具体的な実績等について、十分な説明がなされていないと考えております。

なお、YFOは、5月10日付けYFO回答書において、当社との間で秘密保持契約を締結することを要求し、同契約を締結した上で詳細な意見交換を行うプロセスを想定している旨を記載しているほか、上記のとおり、5月22日付けNDAドラフトを当社に対して送付してきております。もっとも、インフロニアTOBの公開買付期間中においては、金融商品取引法上、当社に生じた重要な事項について適時に公表することが求められるのみならず、当社取締役会としては、その善管注意義務を尽くすためにも、株主の皆様への投資判断に重要な影響を及ぼすYFOによる当社株式取得に関する方針について、適時適切に開示を行うことが必要と考えられるため、当社が秘密保持契約の締結に応じることは困難です。また、対象会社の取締役会との協議やその同意がないまま開始されたTOBの実例に徴しても、それらのTOBに係る公開買付届出書に記載されている情報の質及び量に鑑みれば、秘密保持契約を締結しなくともYFO側から提供可能な情報は十分存在するものと考えられるため、当社が秘密保持契約の締結に応じなかったことは、YFOが十分な説明を行わなかったことの合理的な理由とはならないと考えております。

さらに、上記のとおり、当社が書簡及び面談でYFOと真摯に本TOB提案に係る協議を行っていたにも拘らず、Vpgらが、当社に何らの事前通告もなく本TOB申込みを行い、これを一方的に公表するに至ったことは、YFOが従前から謳っていた友好的姿勢とは真逆の姿勢であり、当社として極めて遺憾であると考えております。

加えて、上記①記載のとおり、当社が、5月19日面談の中で、当社取締役会が友好的かつ実効的な協議をYFOとの間で行うことができるよう、一定期間は当社株式のさらなる取得を行わ

ないことに合意して欲しい旨を提案したのに対して、YFO は、5 月 22 日付け YFO 書簡において、「2022 年 6 月下旬を目途に本公開買付けを開始することを公にしており、当局とも折衝をした上で当該時期を公表していること、かつ当該時期までに本公開買付けが開始されない場合の投資家や株式市場へ与え得る影響」を理由に、2022 年 6 月末日までを超えて当社株式の追加取得を行わない旨を合意することは困難であると述べた上で、Vpg らが当社株式の追加取得を行わない期間を 2022 年 6 月末日まで等と記載した 5 月 22 日付け NDA ドラフトを送付してきましたが、この 5 月 22 日付け YFO 書簡や同日付け NDA ドラフトには、当社取締役が YFO との間で真摯な協議を行っている間は YFO グループは当社株式の追加取得を行わないといった提案や文言は一切ありませんでした。

以上のような YFO の対応は、同社が従前から謳っていた友好的な協議とは程遠いものといわざるを得ず、当社としては、極めて遺憾であると考えております。即ち、(i)YFO は、4 月 22 日付け YFO 回答書及び 5 月 10 日付け YFO 回答書においては、当社との友好的な協議・議論が行われることを前提として当社株式の追加取得を行わないことを当社に申し入れていたにも拘らず、5 月 22 日付け YFO 書簡においては、(YFO が一方的に定めた) 2022 年 6 月下旬を目途に TOB を開始する予定であり、当局とも折衝をした上で当該時期を既に公表しているとの専ら YFO 側の事情のみに基づく一方的な理由で、当社株式の追加取得を行わない期間(スタンドスティル期間)をわずか 1 か月程度と非常に短く設定していること、(ii)上記のとおり、当社からの再三に亘る情報提供要請にも拘らず、(a)YFO 独自の支援でしかなし得ない当社の成長の具体的内容、(b)従前の前田建設との資本業務提携関係を解消した上で YFO の方策に依る方が当社の成長に繋がるとする具体的な根拠、(c)当社の課題解決に向けた支援体制に関する具体的な実績等について、未だ十分な具体的説明がなされていないため、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、当社が本 TOB 申込みについて今後具体的な検討・評価等を行うためには相当程度の時間が必要であるにも拘らず、2022 年 6 月末日までという期間は、当該検討・評価等を行うための期間としては余りにも短すぎること(なお、当社及び Vpg らが合意した場合にはスタンドスティル期間は 10 営業日延長される点については、Vpg らが何らかの理由を付けて合意しなかった場合には延長されないため、スタンドスティル期間に関する YFO の提案は、結局は、2022 年 6 月末日までと評価せざるを得ません。)、(iii)スタンドスティル期間に係る YFO の提案についての説明に鑑みると、当社との友好的な協議・交渉が行われる間は本 TOB 申込みに定める TOB は実施しないとの本 TOB 申込みにおける記載が仮に真実であるとしても、スタンドスティル期間経過後は市場内において当社株式の追加取得を行う意図があるように解さざるを得ないこと、(iv)本 TOB 申込みにおいて、その前提条件(当社取締役会による賛同及び応募推奨)を Vpg らが任意に放棄することが可能とされている点についても、YFO は、「貴社との協議の結果、本公開買付けの実施に向けて何らか柔軟な対応が必要となった場合に備えて定めている」と述べており、YFO が敵対的買収も視野に入れているとの疑念を抱かざるを得ないこと等々から、この 5 月 22 日付け YFO 書簡や同日付け NDA ドラフトに現れている YFO の当社との協議に臨む姿勢は、誠に残念ながら、友好的な協議を謳う表面的な言辞とは裏腹に、本 TOB 申込みに基づく TOB を(場合に

よっては当社取締役会の同意なしに) いつでも実施することができるとの威迫の下に、当社取締役会に対して、2022年6月末までの間に本 TOB 申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るという強圧的なものであると受け止めざるを得ず、YFO が当初掲げていた友好的な協議を行うとの姿勢からは明らかに後退していると考えられます。

このように、YFO は、本 TOB 提案及び本 TOB 申込みにつき、事前に具体的な説明を全く行わなかったり、協議に当たって残念ながら非常に不誠実な姿勢を続けており、かつ、強圧的な提案を行っているといわざるを得ません。このことに加えて、YFO グループに属する WK らが極めて不十分な情報開示の下で本株式大量買集め等を行っていることに鑑みると、当社としては、YFO グループから、当社株主の皆様の熟慮に基づくご判断に資するような十分な情報の提供がなされることを担保するような枠組みが存在しない中では、当社取締役会が Vpg らと十分な交渉力を確保した形で本 TOB 申込みにつき実効的な協議を行うことは極めて困難であり、その結果、Vpg らによる本 TOB 申込みに従った当社株式の TOB 等を通じた YFO グループによる大規模買付行為等により、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれは否定できないといわざるを得ないと認識しております。

なお、本 TOB 申込みにおける当社株式 1 株当たりの買付価格は 1,000 円であり、インフロニア TOB における買付価格 (1 株当たり 770 円) を形式的には上回っておりますが、当社取締役が当社に対する善管注意義務を尽くすためには、買付価格のみではなく、本 TOB 申込みに従った当社株式の TOB が実現した場合における当社の中長期的な企業価値への影響に関する情報も十分に提供を受けた上で、当該影響について検証し、当社の中長期の企業価値及び株主の皆様共同の利益を最大化するために、本 TOB 申込みに基づく TOB が行われた場合における当社の中長期的な企業価値への影響や本 TOB 申込みにおける買付価格その他の諸条件等につき当社の株主の皆様共同の利益の最大化の観点からどのように取り扱うべきか等を慎重に検討・交渉する必要があると考えております。そのため、本 TOB 申込みにおける買付価格がインフロニア TOB における買付価格を上回っていることは、上記の当社の認識に影響を与えるものではございません。

また、4月22日付けプレスリリースの別紙3でも指摘いたしましたとおり、当社は、2020年10月1日以降、アスリードS及び株式会社プリズム・アドバイザー(旧・株式会社アスリード・アドバイザー)(以下「アスリードJ」といい、アスリードSと併せて、以下「アスリード」と総称します。)との間で、情報の目的外利用禁止義務及び投資利用禁止義務の条項を含むアドバイザー業務委託契約をそれぞれ締結し、アスリードに対して、当時の前田建設を中心とする組織再編に当社が参画するか否か及び参画する場合における条件の検討その他の資本政策に関する検討を依頼しました。この際、YFOの最高投資責任者である村上氏は、アスリードJの元代表取締役である門田泰人氏とともに、アスリードの担当者(肩書きはディレクター)として上記の検討に参加しており、当該検討の過程で、インフロニア TOBの前段階で当社が検討していた取引に関する情報やインフロニア TOBの背景となっている情報を含め、当社に関する様々な未公表情報を取得しております。

当社は、上記アドバイザー業務委託契約において情報の目的外利用及び投資利用を禁止されているにも拘らず、YFOの最高投資責任者である村上氏が、アスリードの担当者として取得した当社に関する未公表情報を利用して、WKらによる本株式大量買集め等を行った可能性があると考えております。にも拘らず、上記①の「本株式大量買集め、本 TOB 申込み及び YFO との協議の状況」で触れたとおり、YFO 及び村上氏においては、WKらが、当社の一般株主の皆様や投資家が認識し得ない当社の秘密情報に基づいて本株式大量買集めを行い、その結果、当社の一般株主の皆様との間で情報の非対称性を利用した利益を上げていることについて、問題である旨認識するような姿勢は全く窺えず、このことは、YFO が今後も当社の株主の皆様共同の利益を軽視する行動に出る蓋然性が高いことを強く推認させる事実であるといわざるを得ません。

加えて、本株式大量買集めに際しては、YFO が最終的には当社株式の全部の取得を目的としていること及び当社株式を 1 株当たり 1,000 円で取得する用意があることについては全く開示がなされておらず、当社の一般株主の皆様の中には、以上のような事実を認識し得ないままに、1 株当たり 1,000 円を下回る価格で WK らに対して当社株式を譲渡するに至っていた方が多数おられます。にも拘らず、上記①の「本株式大量買集め、本 TOB 申込み及び YFO との協議の状況」で触れたとおり、YFO 及び村上氏においては、そのように 1 株当たり 1,000 円を下回る価格で WK らに対して当社株式を譲渡するに至っていた当社の一般株主の皆様利益に配慮する姿勢は全く見られず、このこともまた、YFO が今後も当社の株主の皆様共同の利益を軽視する行動に出る蓋然性が高いことを強く推認させる事実であるといわざるを得ません。

もし、YFO グループが、本 TOB 提案に基づく当社の完全子会社化を目指した TOB の方がインフロニア TOB よりも当社の中長期的な企業価値及び当社の株主の皆様共同の利益の最大化につながると真摯に考えておられたのであれば、WK らによる本株式大量買集めを上記のような態様及び極めて不十分な情報開示の下で行うことなく、その開始に先立って、本 TOB 提案を行ってそれを当社株主の皆様公表した上で、当社の株主の皆様が当該提案とインフロニア TOB 双方を同一の土俵の上で比較検討する機会を確保すべきであったように思われます。

そして、YFO グループが、そのような当社の株主の皆様共同の利益に対する配慮を尽くすことなく、5 月 22 日付け YFO 書簡や同日付け NDA ドラフトに現れているように、友好的な協議を謳う表面的な言辞とは裏腹に、本 TOB 申込みに基づく TOB を（場合によっては当社取締役会の同意なしに）いつでも実施することができるとの威迫の下に、当社取締役会に対して、2022 年 6 月末までの間に本 TOB 申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るという強圧的な姿勢を示すに至っていることは、当社取締役会が、今後、YFO との間における本 TOB 申込みに関する真摯で実効的な協議・交渉を含め、当社の中長期的な企業価値及び当社の株主の皆様共同の利益の最大化に向けて最大限の努力を尽くすことが困難になるおそれがあるとの懸念を抱かせるものです。

以上のような、(i)YFO の最高投資責任者である村上氏が、当社が 2020 年にアスリード S に対して当時の前田建設を中心とする組織再編に参画するか否か及び参画する場合における条件の

検討その他の資本政策の検討等を依頼した際の担当者であった経緯、(ii)WK らによる本株式大量買集めの態様、(iii)YFO による本 TOB 申込みに至る経過やその前後における当社と YFO との協議の状況、さらには、(iv)別紙 5 に記載した YFO グループについてのその他の懸念点等に鑑みると、当社としては、YFO グループは、真摯に当社の中長期的な企業価値や当社の株主の皆様共同の利益の向上を企図する者ではないのではないかと強く懸念しております。したがって、YFO グループから、当社株主の皆様への熟慮に基づくご判断に資するような十分な情報の提供がなされることを担保するような枠組みが存在しないままでは、当社取締役会が Vpg らと十分な交渉力を確保した形で本 TOB 申込みにつき実効的な協議を行うことは極めて困難であり、その結果、Vpg らによる本 TOB 申込みに従った当社に対する TOB 等を通じた YFO グループによる大規模買付行為等により、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれは否定できないといわざるを得ません。

当社取締役会は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には株主の皆様によってなされるべきものであると考えておりますが、そのためには、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に反する事態が生じないよう、大規模買付行為等が、当社の中長期的な企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切にご判断を行うための情報と時間を確保することが必要であると考えております。

しかしながら、本株式大量買集め等は、前述のとおり、極めて不十分な情報開示の下で行われ、かつ、当社の株主の皆様共同の利益を害する極めてアンフェアな態様でなされたものと考えられます。そして、かかる重大な法的問題を孕む本株式大量買集めの結果として、WK らは、当社の発行済株式総数の 27.19%に相当する当社株式を保有するに至っており、その水準は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上に大きな影響を与えるものです。

また、上記のとおり、当社が書簡及び面談で YFO と真摯に本 TOB 提案に係る協議を行っていたにも拘らず、Vpg らは、当社に何らの事前通告もなく本 TOB 申込みを行い、これを一方的に公表するに至りました。

このように、(i)YFO が協議に当たって非常に不誠実な姿勢を続けていること、(ii)本株式大量買集めが、極めて不十分な情報開示の下で行われ、かつ、当社の株主の皆様共同の利益を害する極めてアンフェアな態様でなされたこと、(iii)5 月 22 日付け YFO 書簡や同日付け NDA ドラフトに現れているように、YFO が、最近になって、友好的な協議を謳う表面的な言辞とは裏腹に、本 TOB 申込みに基づく TOB を（場合によっては当社取締役会の同意なしに）いつでも実施することができるとの威迫の下に、当社取締役会に対して、2022 年 6 月末までの間に本 TOB 申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るといふ強圧的な姿勢を示すに至っていること等に鑑みると、当社としては、今後、YFO グループが、十分な情報開示を行わずに、Vpg ら等を通じて当社取締役会による賛同及び応募推奨を取得せずに当社株式に対する TOB を開始する、又は Vpg ら、WK ら等を通じて再度市場内で当社株式を買い集める等により、当社の経営支配権の奪取を図る具体的かつ切迫した懸念があるものと考えております。

そして、YFO グループによる大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念が存するにも拘らず、現状においては、株主の皆様及び当社取締役会が、今後実行される具体的かつ切迫した懸念のある Vpg らによる本 TOB 申込みに基づく当社に対する TOB その他の YFO グループによる大規模買付行為等が、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであるのか等について十分に検討し、適切な判断を行うための時間と情報が、決定的に不足しております。当社は、YFO との間で、本 TOB 申込みの具体的内容の確認や協議を引き続き行い、本 TOB 申込みについて真摯に協議を行って参る予定ですが、そのような協議や当社の中長期的な企業価値及び株主の皆様共同の利益の向上に向けた様々な施策についての検討を行っていく中で、WK らが行った本株式大量買集めのような不適切な方法ないし態様による当社株式の買集めが行われることを防ぐ必要があると考えております。また、上記で繰り返し述べておりますとおり、当社としては、YFO グループから、当社株主の皆様の熟慮に基づくご判断に資するような十分な情報の提供がなされることを担保するような枠組みが存在しない中では、当社取締役会が Vpg らと十分な交渉力を確保した形で本 TOB 申込みにつき実効的な協議を行うことは極めて困難であり、その結果、Vpg らによる本 TOB 申込みに従った当社に対する TOB 等を通じた YFO グループによる大規模買付行為等により、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化が妨げられるおそれは否定できないといわざるを得ないと認識しております。

そこで、当社は、大規模買付行為等は、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされる必要があるとの結論に至り、本取締役会において、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第 118 条第 3 号ロ(2)）として、YFO グループによって今後行われる可能性がある大規模買付行為等及びこのような状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針として、以下のとおり、本対応方針を導入することといたしました。本対応方針は、大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものです。

I 会社の支配に関する基本方針

1. 基本方針

当社は、上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにも拘らず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの、当社のステークホルダーとの良好な関係を毀損し、当社の中長期的な企業価値を損なう可能性があるもの、当社の株主の皆様や取締役会が買付けや買収提案の内容等について検討し、当社の取締役会が代替案を提示するために合理的に必要な期間・情報を与えないものや、当社の企業価値を十分に反映しているとはいえないもの等、当社がこれまで維持・向上させて参りました当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあることは否定できません。

このような認識の下、当社は、①大規模買付者を含む特定株主グループに、株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、②大規模買付者を含む特定株主グループの提案が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者を含む特定株主グループと交渉又は協議を行うこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様にご提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者を含む特定株主グループに対しては、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求する他、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

2. 基本方針を踏まえた大規模買付行為等への対応に関する当社の考え方

会社の支配に関する基本方針は上記1. のとおりですが、当社取締役会といたしましては、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付行為等を実行するに際しては、最終的には、当該大規模買付行為等の目的や内容等の詳細を検討し、その是非を判断するのに必要な時間と情報が株主の皆様に対して事前に十分提供された上で、当社の株主の皆様が、当該大規模買付行為等を実行することに同意されることが条件となるべきものと考えております。

そのような観点から、大規模買付者を含む特定株主グループが本対応方針に定める手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に重大な違反を行った場合には、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、本定時株主総会における上記頭書の議案の承認に基づき、対抗措置の発動を決議できるものとします。なお、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反を行ったか否かの認定は、判断の客観性及び公正性を確保する観点から、取締役会ではなく、特別委員会にて行うものとします。特別委員会は、当該認定が微妙な判断を伴う場合には、かかる認定の是非それ自体につき、別途改めて株主の皆様のご確認を経るべき旨を当社取締役会に対して勧告することができるものとし、その場合には、当社取締役会は、可及的速やかに株主意思確認総会（以下で定義します。）を招集し、所定の決議要件の下で、当該大規模買付行為等が大規模買付ルールに重大な違反を行ったものと認められる旨の株主の皆様によるご確認を経た上で、対抗措置を発動するものとします。

他方で、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する限り、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。もともと、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、下記3. (5)(a)②に記載した場合に該当すると判断する場合には、当社取締役会に対して、当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告し、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、当社株主総会において大規模買付行為等に対する当該対抗措置の発動の要否や内容等について賛否を諮る形式により株主の皆様の意思を確認し（かかる株主の皆様のを意思を確認することを目的として開催される当社株主総会を、以下「株主意思確認総会」といいます。）、当該対抗措置の発動等について所定の決議要件の下で賛同が得られた場合には、かかる株主の皆様のご意思に従い、当該対抗措置の発動を決議するものとします。

II 基本方針の実現に資する特別な取組み

1. 当社の企業価値及び株主の皆様共同の利益向上に向けた取組み

(1) 経営方針

当社は「創意革新」「人間尊重」「責任自覚」の下、「夢と若さをもって全員一致協力し、新しい豊かな技術で顧客と社会公共に奉仕することに努め、会社の安定成長と従業員の福祉向上を期する」ことを経営理念とし、これを実践することにより、建設を営む企業として社会的要請に適った建設技術の研鑽に努め、より良質で価値ある社会基盤の構築に貢献することを目指しております。

(2) 経営方針を具現化するための中期経営計画

当社は、2020年3月25日に公表した中期経営計画“Being a resilient company”において、レジリエント企業へ変貌するために、基軸（原点）を持ち、人を育て、問題に向き合い、付加価値生産性を高めることを基本方針とし、①人財への投資、②生産体制の維持、③付加価値生産性の向上、④海外建設市場における収益力の強化、及び⑤社会課題の解決による成長を基本戦略として定めております。その上で、カーボンニュートラルへの対応等の環境変化を認識し、洋上風力発電施設の建設事業といった将来に向けての新たな成長戦略を推進し、基幹3事業である国内土木、国内建築、海外建設各事業における重点施策を力強く実行するとともに、グループ力を最大限に発揮し、計画の目標達成に向けて取り組んで参ります。

2. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、コーポレート・ガバナンスを一層強化すべく、以下のような具体的取組みを実施しております。

（企業統治の体制）

当社は、上記1. (1)の経営理念の実現に向け、「人を育て」「問題に向き合い」「付加価値生産性を高める」ことを基本方針に定め、なかでもコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題のひとつと位置付け、経営環境の変化に迅速に対応する最適な経営体制の構築に取り組んでおります。コーポレート・ガバナンスを充実させ、経営の効率性・透明性を確保することが企業価値を高め、株主の皆様をはじめとするステークホルダーや社会全般から信頼される企業として存続する基盤になると考えております。

当社は企業統治の体制として、監査役会制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行監督及び監視を行っております。取締役会は、代表取締役社長を議長とし、取

締役 7 名で構成されており、社外取締役 2 名は独立社外取締役です。そして、社外監査役 2 名を含む常勤監査役 3 名も取締役会に出席し、取締役の業務執行を監査する体制となっており、社外監査役はいずれも独立社外監査役です。さらに、取締役及び執行役員 の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性を強化するため、取締役会の下に役員指名・報酬委員会を設置し、指名・報酬に係る協議を行っております。委員会は代表取締役 2 名及び社外取締役 2 名で構成され、社外取締役の適切な関与・助言を得る体制としております。

(監査役監査及び内部監査)

各監査役は、株主の皆様に対する受託責任を踏まえ、当社や当社の株主の皆様共同の利益のために独立客観的な立場において、監査役会規程及び監査役会規程細則に基づいて、取締役の職務の執行状況の監査を行っております。また、監査の有効性を高めるため、各監査役は、会計監査人、総合監査部及び子会社の監査役との連携を保っております。各監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席し、業務執行に関する関係資料の閲覧及び提出を当社及び子会社の取締役及び使用人に対して必要に応じていつでも求めることができますこととなっております。

また、当社においては、総合監査部を設置し、各部門の職務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行うことにより、業務執行の適正性及び経営の効率性・健全性を確保しております。総合監査部は、監査計画に基づき、本社の他、当社支店、営業所 13 箇所及び子会社 5 社への業務監査を行い、当社及び子会社から成る企業集団における業務執行状況や内部統制の有効性と妥当性の確認を行っております。加えて、総合監査部は、財務報告に係る内部統制監査を実施し、内部統制の不備等の検出と各部門の是正を通じ、財務報告の信頼性を高めております。また、総合監査部は、監査結果を取締役会へ定期的に報告しております。

(その他)

上記の他、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書(2021年12月17日)をご参照ください。

Ⅲ 本対応方針の内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み)

1. 本対応方針導入の目的

本対応方針は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的

として、上記Ⅰ「会社の支配に関する基本方針」に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が大規模買付行為等を受け入れるか否かについて熟慮に基づく実質的なご判断を行っていただくためには、その前提として、大規模買付者を含む特定株主グループからの十分な情報提供及び株主の皆様の検討時間を確保することが必要であると考えております。

このような認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等が行われるに際して、当該大規模買付行為等が当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されることを可能とし、その前提として、大規模買付者を含む特定株主グループに対して所要の情報を提供するよう求めるとともに、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保するための枠組み、及び大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、以下のとおり、本対応方針を決定いたします。

また、当社取締役会は、大規模買付者を含む特定株主グループに対して、本対応方針に定める手続（大規模買付ルール）に従うことを求め、当該大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに従わない場合には、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を図る観点から、特別委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

前述したとおり、(i)YFO が協議に当たって非常に不誠実な姿勢を続けていること、(ii)本株式大量買集めが、極めて不十分な情報開示の下で行われ、かつ、当社の株主の皆様共同の利益を害する極めてアンフェアな態様でなされたこと、(iii)5月22日付けYFO書簡や同日付けNDAドラフトに現れているように、YFOが、最近になって、友好的な協議を謳う表面的な言辞とは裏腹に、本TOB申込みに基づくTOBを（場合によっては当社取締役会の同意なしに）いつでも実施することができるとの威迫の下に、当社取締役会に対して、2022年6月末までの間に本TOB申込みを受け入れるか否かを一方的に迫るといった強圧的な姿勢を示すに至っていること等に鑑みると、当社としては、今後、YFOグループが、十分な情報開示を行わずに、Vpgら等を通じて当社取締役会による賛同及び応募推奨を取得せずに当社株式に対するTOBを開始する、又はWKら等を通じて引き続き市場内で当社株式を買い集める等により、当社の経営支配権の奪取を図る具体的かつ切迫した懸念があるものと考えております。

なお、本対応方針は、本株式買集め等により、YFOグループが当社の経営権の奪取を図る具体的かつ切迫した懸念があることを受けて、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を図る観点から、YFOグループによる当社株式を対象とする大規模買付行為等及びYFOグループによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念がある状況下において、他の者（ら）によって企図されることがあり得る他の大規模買付行為等に対して一定の手続を定めることが必要であるとの判断の下、当社取締役会にお

いてその導入を決定されたものです。当社としては、YFO グループによる大規模買付行為等に加え、YFO グループによる当社株式を対象とする大規模買付行為等が行われる具体的かつ切迫した懸念がある状況下において、他の者（ら）によってかかる状況に乗じて企図されることがあり得る他の大規模買付行為等についても対象とした本対応方針を導入することが、当社の中長期的な企業価値の向上及び株主の皆様共同の利益に適うものと考えております。そして、大規模買付行為等に対して当社が所定の対抗措置を講じるか否かについては、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する限り、最終的には、株主意思確認総会を通じて株主の皆様のご意思に委ねられる仕組みとなっております。

なお、2022年3月31日現在における当社の大株主の状況は、「当社の大株主の状況」（別紙3）のとおりです。

2. 本対応方針の対象となる行為及び対象者

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ① 特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為（TOBの開始を含みますが、それに限りません。以下同じです。）、
- ② 結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為、又は
- ③ 上記①又は②に規定される各行為の実施の有無に拘らず、当社の特定株主グループが、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立するあらゆる行為（注5）（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限り。）

を意味し（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。）、「大規模買付者」とは、大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

- （注1） 特定株主グループとは、(i)当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じです。）、(ii)当社の株券等（同

法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付け等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。) を行う者及びその特別関係者 (同法第 27 条の 2 第 7 項に規定する特別関係者をいいます。以下同じです。) 並びに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者 (これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者をいいます。) を意味します。

(注 2) 議決権割合とは、特定株主グループの具体的な買付方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等 (金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) も計算上考慮されるものとします。) 又は(ii)特定株主グループが当社の株券等 (同法第 27 条の 2 第 1 項に規定する株券等をいいます。) の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定する株券等所有割合をいいます。) の合計をいいます。当該議決権割合の計算上、(イ)同法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者、(ロ)当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、並びに(ハ)上記(イ)及び(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社株券等を譲り受けた者は、本対応方針においては当該特定の株主の共同保有者とみなします。また、当該議決権割合の計算上、共同保有者 (本対応方針において共同保有者とみなされるものを含みます。以下同じです。) は、本対応方針においては当該特定の株主の特別関係者とみなします。なお、当社の株券等保有割合又は株券等所有割合の算出に当たっては、発行済株式の総数 (同法第 27 条の 23 第 4 項に規定するものをいいます。) 及び総議決権の数 (同法第 27 条の 2 第 8 項に規定するものをいいます。) は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注 3) 株券等とは、金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定する株券等を意味します。

(注 4) 「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議

決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として行うものとします。

- (注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（この判断に当たっては、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

なお、YFO グループによる当社又は他の会社に対する過去の投資活動の経緯及びその結果も踏まえて、下記(a)乃至(d)のいずれかに該当する者は、「特定株主グループ」を構成する者とみなします。

- (a) YFO、アスリードJ、アスリードS、WK1、WK2、WK3、Vpg 及び KITE
- (b) 山内万丈氏、門田泰人氏及び村上皓亮氏
- (c) 上記(a)又は(b)の役員、従業員若しくはそのアドバイザー又はその共同保有者若しくは特別関係者
- (d) 当社取締役会が、特別委員会の勧告を経て、上記①乃至③のいずれかに該当する者の「関係者」(注6)に該当すると合理的に認定した者

- (注6) 「関係者」とは、上記(a)乃至(c)のいずれかに該当する者から市場外の相対取引若しくは東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）（但し、TOB による場合を除く。）により当社株式を譲り受けた者、これらの者（上記(a)乃至(c)のいずれかに該当する者を含みます。以下本(注6)において同じです。）との間にフィナンシャル・アドバイザー契約ないし公開買付代理人契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関、これらの者のために行動する弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザー、その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、又はこれらの者が実質的に支配し、若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する全ての者をいいます。なお、組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとします。

また、本対応方針においては、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、既に特定株主グループの議決権割合が 20%以上となっている場合、又は上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主の株券等保有割合の合計が 20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（明確にすべく、念のために付言すると、TOB を通じるか否かを問わず、当社株券等を新たに 1 株取得する行為も含みます。）、又は新たに③に掲げる他の株主との間で行う行為を「大規模買付行為等」と取り扱うこととします。

この点に関して、上記(a)乃至(d)に該当する者から成る特定株主グループは、本対応方針の導入の公表時点において、既に議決権割合が 27.21%となっているため、「大規模買付者」に該当するものとし、当該グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（明確にすべく、念のために付言すると、TOB を通じるか否かを問わず、当社株券等を新たに 1 株取得する行為も含みます。）及び新たに③に掲げる他の株主との間で行う行為を、「大規模買付行為等」と取り扱うこととし、これらの行為については、大規模買付ルールに従うことが必要となります。

3. 大規模買付行為等がなされた場合における手続

大規模買付ルールの具体的内容は、以下のとおりです。なお、大規模買付ルールの概要をまとめたフローチャートは、別紙 4 のとおりです。

(1) 意向表明書の提出

大規模買付者には、当社取締役会が別途認めた場合を除いて、大規模買付行為等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、大規模買付者を含む特定株主グループにおいて大規模買付ルールを遵守しかつ遵守せしめることを当社取締役会に対して誓約する旨の大規模買付者代表者による署名又は記名捺印のなされた書面及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（これらを併せて、以下「意向表明書」と総称します。）を、当社社長宛てに提出していただきます。当社社長は、上記の意向表明書を受領した場合、直ちにこれを当社取締役会及び特別委員会に提出します。

意向表明書には、大規模買付ルールを遵守する旨の誓約の他、以下の事項を明示していただきます。なお、意向表明書における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者の概要
 - (i) 氏名又は名称
 - (ii) 住所又は本店、事務所等の所在地
 - (iii) 設立準拠法
 - (iv) 代表者の氏名
 - (v) 日本国内における連絡先
- ② 大規模買付者を含む特定株主グループの各構成者が現に保有する当社の株券等の種類及び数
- ③ 意向表明書提出前 60 日間における大規模買付者を含む特定株主グループの各構成者の当社株式の取引状況並びに企図されている大規模買付行為等の概要等

当社は、大規模買付者から意向表明書の提供があった場合、当社取締役会又は特別委員会が適切と認める事項について、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(2) 大規模買付者に対する情報提供要求

当社取締役会及び特別委員会が意向表明書を受領した日から5営業日（初日は算入されないもの）とします。以下全て同じです。）以内に、大規模買付者には、当社取締役会に対して、次の①から⑯までに掲げる情報（以下「大規模買付情報」と総称します。）を、濫用的買収者（下記(5)(a)②で定義します。）に該当しないことを誓約する旨の書面とともに提供していただきます。当社取締役会は、大規模買付情報を受領した場合、直ちにこれを特別委員会に対して提供します。

なお、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者から当初提供を受けた大規模買付情報だけでは、当該大規模買付者を含む特定株主グループが行う大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断することや、当社取締役会及び特別委員会が当該大規模買付行為等に対する賛否の意見を形成し（以下「意見形成」といいます。）、又は代替案を立案し

（以下「代替案立案」といいます。）、株主の皆様に対して適切に提示することが困難であると判断した場合には、合理的な期間（追加情報の提供を大規模買付者に対して要求した日から60日間を上限とし、以下「必要情報提供期間」といいます。）の提出期限を定めた上で、当該定められた具体的期間及び当該具体的な期間を必要とする理由を株主の皆様に対して開示することにより、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために必要な追加の大規模買付情報の提供を、随時、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）に対して要求することができるものとします。但し、大規模買付情報の具体的な内容は大規模買付行為等の内容及び規模によって異なることもあり得るため、当社取締役会は、大規模買付行為等の内容及び規模並びに大規模買付情報の具体的な提供状況を考慮して、必要情報提供期間満了時まで提供された情報が、株主の皆様による適切な判断並びに当社取締役会及び特別委員会による意見形成及び代替案立案のために不十分と認められる場合には、特別委員会の勧告に基づき、必要情報提供期間を最長30日間延長することができるものとします。これらの場合、当社取締役会は、特別委員会の意見を最大限尊重するものとします。

当社取締役会又は特別委員会が大規模買付情報の提供が完了したと判断した場合（なお、提供を要求した情報の一部が提出されない場合においても、不提出につき合理的な説明がなされていると判断した場合には、大規模買付情報の提供が完了したものと取り扱う場合があります。）又は必要情報提供期間が満了した場合には、当社は、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って直ちにその旨を株主の皆様に対して開示します。なお、下記(3)に記載のとおり、当該開示の日の翌日から、取締役会評価期間（下記(3)で定義します。）が起算されることとなります。さらに、当社は、当社取締役会又は特別委員会の決定に従い、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）から当初又は追加で提供を受けた大規模買付情報の受領後の適切な時期に、大規模買付情報のうち当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断するために必要と認められる情報を、適用のある法令等

及び金融商品取引所規則に従って原則として適時適切に開示します。

なお、大規模買付ルールに基づく大規模買付情報の提供その他当社への通知、連絡における使用言語は日本語に限ります。

- ① 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等（主要な株主又は出資者（直接であるか間接であるかを問いません。以下同じです。）及び重要な子会社・関連会社並びに共同所有者及び特別関係者を含み、大規模買付者を含む特定株主グループがファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）である場合又は大規模買付者を含む特定株主グループが実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員並びに業務執行組合員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じです。）の概要（具体的名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、財務内容、投資方針の詳細、過去 10 年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第 26 条第 1 項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、過去 10 年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）並びに役員の氏名、略歴及び過去 10 年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- ② 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等の内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。以下同じです。）の具体的内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況
- ③ 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等による、当社株券等の保有状況、当社株券等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況並びに当社株券等の貸株、借株及び空売り等の状況
- ④ 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等が既に保有する当社株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑤ 大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付行為等において取得を予定している当社株券等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている株券等の数量等の当該合意の具体的内容
- ⑥ 大規模買付行為等の目的、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる株券等の種類、数及び大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社株券等の株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行

為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有及び処分に係る方針、並びに当社株券等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

- ⑦ 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対して重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じです。）の有無並びに意思連絡が存する場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要
- ⑧ 大規模買付行為等に係る買付け等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報並びに大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの額及びその算定根拠を含みます。）
- ⑨ 大規模買付行為等に係る買付け等の資金の裏付け（当該資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容並びに関連する取引の具体的な内容を含みます。）
- ⑩ 大規模買付行為等の完了後に企図する当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補及び監査役候補の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買入に関する方針を含みます。）及び配当政策等（大規模買付行為等完了後における当社資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- ⑪ 大規模買付行為等完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、取引先、顧客、地域関係者（工場や倉庫その他の施設ないし設備等が所在する地方公共団体を含みます。）その他の当社に係る利害関係者の処遇方針
- ⑫ 大規模買付者ないし特定株主グループと当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- ⑬ 大規模買付者を含む特定株主グループ及びそのグループ会社等（その役職員等を含みます。）と反社会的勢力ないしテロ関連組織との取引状況その他の関連性の有無（直接であるか間接であるかを問いません。）及び関連性がある場合にはその関連性に関する詳細、並びにこれらに対する対処方針
- ⑭ 大規模買付行為等に適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき独占禁止法、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の蓋然性（なお、これらの事項につきましては、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- ⑮ 大規模買付行為等完了後における当社グループの経営に際して必要な国内外の各種法令等に基づく許認可維持の可能性及び国内外の各種法令等の規制遵守の可能性

- ⑩ その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断し、不備のない適式な意向表明書を当社取締役会が受領した日から原則として 5 営業日以内に書面により大規模買付者に対して要求した情報

(3) 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）が開示した大規模買付行為等の内容に応じて、下記①又は②の期間（いずれも大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会若しくは特別委員会が判断した旨又は必要情報提供期間が満了した旨を当社が開示した日の翌日から起算されるものとします。）を、当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為等は、本対応方針に別段の記載なき限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。なお、当該取締役会評価期間は、当社の事業内容の評価、検討の困難さや、意見形成、代替案立案等の難易度等を勘案して設定されたものです。

- ① 対価を現金（円貨）のみとする TOB による当社の全ての株券等の買付けが行われる場合：最長 60 日間
- ② 上記①を除く大規模買付行為等が行われる場合：最長 90 日間

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、大規模買付者（及び必要な場合には特定株主グループに属するその他の者）から提供された大規模買付情報に基づき、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から、企図されている大規模買付行為等に関して評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うものとします。当社取締役会がこれらを行うに当たっては、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとします。なお、当該費用は、特に不合理と認められる例外的な場合を除き、全て当社が負担するものとします。

なお、特別委員会が取締役会評価期間内に下記(5)記載の勧告を行うに至らないこと等の理由により、当社取締役会が取締役会評価期間内に対抗措置の発動又は不発動の決議に至らないことにつきやむを得ない事情がある場合、当社取締役会は、特別委員会の勧告に基づき、必要な範囲内で取締役会評価期間を最長 30 日間（初日は算入されないものとします。）延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(4) 特別委員会への諮問

当社取締役会は、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、既に設置されており、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役2名及び弁護士1名から構成される特別委員会を活用することといたします。当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非を諮問し、特別委員会は当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を確保し、向上させるという観点から、大規模買付行為等について慎重に評価・検討を行った上で、対抗措置の発動の是非について判断することといたします。

特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、当該助言を得るに際し要した費用は、全て当社が負担するものとします。

現時点における特別委員会の委員の氏名及び略歴は別紙1のとおりです。本定時株主総会終結時をもって西本強氏は特別委員会の委員を退任し、その後任として、藤谷泰之氏（当社独立社外取締役に就任予定）が新たに特別委員会の委員に就任する予定です。なお、本対応方針の導入後の特別委員会の委員の任免・交替等につきましては、任免・交替等の対象となる委員以外の特別委員会の委員全員の同意を得て、当社取締役会が決定するものとします。

本対応方針に関する限り、特別委員会の決議は、原則として現任の特別委員会の委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行います。但し、特別委員会の委員に事故その他やむを得ない事情があるときは、当該委員を除く特別委員会の委員全員が出席し、その全会一致をもってこれを行います。

(5) 特別委員会の勧告手続及び当社取締役会による決議

(a) 特別委員会の勧告

特別委員会は、取締役会評価期間内に、次の①から③までに定めるところに従い、当社取締役会に対して大規模買付行為等に関する勧告を行うものとします。当該勧告がなされた場合、当社は、特別委員会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

① 大規模買付ルールが遵守されなかった場合

大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反を行ったと特別委員会が認定した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求した後5営業日（初日は算入されないものとします。以下「是正期間」といいます。）以内

に当該違反が是正されない場合には、特別委員会は、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保又は向上のために対抗措置を発動する必要がないことが明白であることその他の特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動その他必要と考える事項を勧告します（当該違反が是正されないことが明らかである場合においては、是正期間経過前においても、対抗措置の発動を勧告します。）。この場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議できるものとします。ちなみに、上記頭書のとおり、この場合の対抗措置の発動については、予め、本定時株主総会において、株主の皆様にご承認を頂くこととしております。

なお、特別委員会は、大規模買付者を含む特定株主グループによる大規模買付行為等が大規模買付ルールに重大な違反をしているか否かの認定が微妙な判断を伴う場合には、かかる認定の是非それ自体につき、別途改めて株主の皆様のご確認を経るべき旨を当社取締役会に対して勧告することができるものとします。

② 大規模買付ルールが遵守された場合

大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守した場合、特別委員会は、原則として、当社取締役会に対して、大規模買付行為等に対する対抗措置の不発動を勧告します。

もっとも、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、特別委員会は、例えば、当該大規模買付者（又は大規模買付者の経営若しくは投資方針に重要な影響を及ぼすと合理的に認められる特定株主グループに属するいずれかの者）が次の(ア)から(イ)までのいずれかの事情を有していると認められる買収者（「濫用的買収者」といいます。）である等の理由により、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ、当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動が相当であると判断する場合には、当社取締役会に対して、当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動を勧告します。この場合、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重した上で、株主意思確認総会において大規模買付行為等に対する当該対抗措置の発動の要否や内容等について賛否を諮る形式により株主の皆様のご意思を確認し、当該対抗措置の発動等について所定の決議要件の下で賛同が得られた場合には、かかる株主の皆様のご意思に従い、当該対抗措置の発動を決議するものとします。

(ア) 真に会社経営に参加する意思がないにも拘らず、株価を釣り上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で当社株券等の買収を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）ないし当社株券等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にある場合

(イ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大規模買付者を含む特定株主グループ又はその株主（直接であるか間接であ

るかを問いません。)、出資者(直接であるか間接であるかを問いません。)若しくは組合員その他の構成員に移譲させることにある場合

- (ウ) 当社の会社経営を支配した後に、当社グループの資産を当該大規模買付者を含む特定株主グループ又はその株主(直接であるか間接であるかを問いません。)、出資者(直接であるか間接であるかを問いません。)若しくは組合員その他の構成員の債務の担保や弁済原資として不当に流用する予定で、当社株券等の取得を行っている場合
- (エ) 当社の会社経営への参加の目的が、主として、当社の会社経営を一時的に支配して、当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする点にある場合
- (オ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社の株式を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社の株式を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとし、最終的には当社グループの資産処分まで視野に入れてひたすら大規模買付者を含む特定株主グループ又はその株主(直接であるか間接であるかを問いません。)、出資者(直接であるか間接であるかを問いません。)若しくは組合員その他の構成員の利益を追求しようとするものである場合
- (カ) 大規模買付者を含む特定株主グループの提案する当社株券等の取得条件(買付対価の種類、価額及びその算定根拠、内容、時期、方法、違法性の有無、実現可能性を含みますがこれらに限りません。)が、当社の企業価値に照らして不十分又は不適切なものであると合理的な根拠をもって判断される場合
- (キ) 大規模買付者を含む特定株主グループの提案する買収の方法が、二段階買付け(第一段階の買付けで当社株券等の全てを買付けられない場合の、二段階目の買付けの条件を不利に設定し、明確にせず、又は上場廃止等による将来の当社株券等の流通性に関する懸念を惹起せしめるような形で株券等の買付けを行い、株主の皆様に対して買付けに応じることを事実上強要するもの)、部分的 TOB(当社株券等の全てではなく、その一部のみを対象とする TOB)等に代表される、構造上株主の皆様判断の機会又は自由を制約するような強圧的な方法による買収である場合
- (ク) 大規模買付者を含む特定株主グループによる当社の経営支配権取得により、株主の皆様はもとより、当社の企業価値の源泉である顧客、従業員その他の当社グループの利害関係者との関係が破壊又は毀損され、その結果として当社の企業価値が著しく毀損することが予想されたり、当社の中長期的な企業価値の確保及び向上を著しく妨げるおそれがあると合理的な根拠をもって判断される場合
- (ケ) 大規模買付者を含む特定株主グループが当社の経営支配権を獲得する場合の当社の企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者を含む特定株主グループが支配権を取得しない場合の当社の企業価値と比べ、明らかに劣後すると判断される場合
- (コ) 大規模買付者を含む特定株主グループの当社の経営方針及び事業計画等が、当社グルー

プのサービスの安定供給に支障を来し、当社グループの顧客の利益に重大かつ深刻な影響が及ぶことが想定され、その結果として、当社が上記Ⅱ 1.に記載の当社の経営理念を果たせなくなると判断される場合

- (㊦) 大規模買付者を含む特定株主グループによる当社の経営支配権取得の事実それ自体が、当社グループの重要な取引先を喪失させる等、当社の中長期的な企業価値を著しく毀損するものである場合
- (㊧) 大規模買付者を含む特定株主グループの経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者を含む特定株主グループが公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的な根拠をもって判断される場合
- (㊨) その他(㊦)から(㊧)までのいずれかに準ずる場合で、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益を著しく損なうと判断される場合

③ 特別委員会によるその他の勧告等

特別委員会は、当社取締役会に対して対抗措置の発動を勧告した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、当社取締役会に対して、対抗措置の中止又は発動の停止の勧告を行うことができるものとし、また、当社取締役会に対して株主意思確認総会における株主の皆様の意思を確認すべきことを勧告した後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係に変動が生じた場合には、これと異なる内容の勧告を当社取締役会に対して行うことができます。

また、特別委員会は、当社取締役会に対して、上記の他、適宜、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上の観点から適切と判断した内容の勧告を行うことができます。

(b) 当社取締役会による決議

当社取締役会は、取締役としての善管注意義務に明らかに反する特段の事情がない限り、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動又は不発動、下記(c)の方法による株主意思確認総会の招集その他必要な決議を、本対応方針所定の手続に従って遅滞なく行うものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会から当社取締役会に対する対抗措置の発動の勧告が行われた後であっても、大規模買付行為等が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、対抗措置の発動の中止その他の決定を行うことができます。

これらの決議を行った場合、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他

適切と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(c) 株主意思確認総会の招集

当社取締役会は、特別委員会から、大規模買付行為等に対する対抗措置発動の勧告を受けた場合（但し、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反を行ったことを理由として大規模買付行為等に対する対抗措置発動の勧告を受けた場合を除きます。）には、当該勧告を最大限尊重した上で、可及的速やかに株主意思確認総会を招集し、大規模買付行為等に対する当該対抗措置の発動の要否や内容等について所定の決議要件の下で株主の皆様に賛否を諮る形式により、株主の皆様の意思を確認するものとします。この場合には、大規模買付行為等は、株主意思確認総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるべきものとします。当該株主意思確認総会において本対応方針による対抗措置の発動承認議案が所定の決議要件の下で可決された場合、当社取締役会は、当該大規模買付行為等に対して、本対応方針による対抗措置発動の決議を行うこととします。また、株主意思確認総会において、本対応方針による対抗措置の発動承認議案が所定の決議要件の下で否決された場合、当社取締役会は、当該対抗措置の発動を行いません。

また、当社取締役会は、特別委員会から、大規模買付者を含む特定株主グループによる大規模買付行為等が大規模買付ルールに重大な違反をしているか否かの認定の是非それ自体につき別途新たに株主の皆様のご確認を経るべき旨の勧告を受けた場合には、当該勧告が株主意思確認総会を開催してかかるご確認を行うべき旨の勧告であるときは、かかる勧告に従って、可及的速やかに株主意思確認総会を招集し、当該大規模買付行為等が大規模買付ルールに重大な違反をしているとの認定につき所定の決議要件の下で株主の皆様に賛否を諮るものとします。この場合において、当社取締役会が本対応方針による対抗措置の発動をいかなるタイミングの下でどのように行うかについては、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重しつつ、適切に対応するものとします。但し、当該株主意思確認総会において、当該大規模買付行為等が大規模買付ルールに重大な違反をしているとの認定につき所定の決議要件の下で株主の皆様のご賛同が得られなかった場合、当社取締役会は、大規模買付ルールを遵守していないとの理由に基づいて本対応方針による対抗措置を発動することはいたしません。

株主意思確認総会の招集手続が開始された場合であっても、その後、(i)当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行ったときや、(ii)大規模買付者を含む特定株主グループが当初は大規模買付ルールを遵守していたものの、招集手続開始後にルールに違反して急遽大規模買付行為等を開始する等緊急を要する場合において、特別委員会が、株主意思確認総会の開催を待たずに当社取締役会に対して対抗措置を発動すべき旨の勧告を行い、当社取締役会が、かかる勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至ったときには、当社は株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。当該決議を行った場合も、当社は、当社取締役会の意見及びその意見の理由並びにその他適切と認められる情報

を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示します。

(6) 大規模買付情報の変更に伴う大規模買付ルールの変更

上記(2)の規定に従い、当社が大規模買付情報の提供が完了したと判断した旨開示した後、当社取締役会又は特別委員会が、大規模買付者を含む特定株主グループによって当該大規模買付情報につき重要な変更がなされたと判断した場合には、当社は、その旨及びその理由並びにその他適切と認められる情報を、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示することにより、従前の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為等（以下「変更前大規模買付行為等」といいます。）について大規模買付ルールに基づき進めてきた手続を中止し、変更後の大規模買付情報を前提とする大規模買付行為等を変更前大規模買付行為等とは別個の大規模買付行為等として取り扱い、大規模買付ルールを改めて適用するものとします。

4. 対抗措置の具体的内容

当社は、本対応方針に基づき発動する大規模買付行為等に対する対抗措置として、会社法第277条以下に規定される新株予約権の無償割当てを行うことを想定しています（以下、対抗措置により割り当てられる新株予約権を「本新株予約権」といいます。）。但し、会社法その他の法令及び当社の定款が取締役会の権限として認めるその他の措置を講じることが相当と判断される場合には、当該その他の措置を講じることがあり得るものとします。

なお、当社は、対抗措置として機動的に本新株予約権の無償割当てができるように、当社取締役会で決議して本新株予約権に係る発行登録を行う可能性があります。

本新株予約権の無償割当ての概要は（別添）に記載のとおりであり、(i)「例外事由該当者」（特定株主グループに属する大規模買付者、特定株主グループに属する大規模買付者以外の者のうち当社取締役会が特別委員会の勧告を踏まえて所定の手続に従って定める一定の者、それらの者の共同保有者及び特別関係者、並びに以上の者が実質的に支配し、又は以上の者と共同ないし協調して行動する者として特別委員会の勧告を踏まえて当社取締役会が認めた者等をいいます。以下同じです。）による権利行使は認められないとの行使条件、及び/又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得するときに例外事由該当者以外の新株予約権者が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件、取得条項、行使期間等を設けることがあります。

5. 有効期間、廃止・変更等について

本対応方針の有効期間は、本日から1年間とします。但し、有効期間の満了時において、特定株主グループにより大規模買付行為等が実施されるおそれが継続している場合には、当社取

取締役会が特別委員会の勧告を踏まえて当該おそれが消滅したと合理的に判断する時まで、本対応方針は有効に継続するものとします。なお、本定時株主総会において、本対応方針の導入につき、株主の皆様からご承認をいただけない場合には、当社取締役会は本対応方針を直ちに廃止いたします。また、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を中長期的に確保し、向上させるという観点から、随時本対応方針の見直しを行い、当社株主総会でご承認をいただいた上で、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。但し、本対応方針の有効期間中であっても、当社取締役会は、法令、裁判例、ガイドライン、金融商品取引所規則等の新設又は改廃を踏まえて本対応方針を修正し、又は変更することが適切と判断する場合、誤字脱字等の理由により本対応方針の字句の修正を行うことが適切と判断する場合等、株主の皆様にも不利益を及ぼさない場合には、必要に応じて特別委員会の承認を得た上で、当社株主総会のご承認を経ずに、本対応方針を修正し、又は変更する場合があります。

当社取締役会が本対応方針について廃止・変更等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示します。

6. 株主及び投資家の皆様への影響について

(1) 本対応方針の効力発生時に本対応方針が株主及び投資家の皆様へ与える影響

本対応方針の効力発生時には、本新株予約権の発行自体は行われません。したがって、本対応方針がその効力発生時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様へ与える影響

当社取締役会は、本対応方針に基づき、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上を目的として、大規模買付行為等に対する対抗措置を講じることがありますが、現在想定されている対抗措置の仕組み上、本新株予約権の発行時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものの、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、例外事由該当者以外の株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

但し、例外事由該当者については、対抗措置が発動された場合、結果的に、その法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる可能性があります。

また、対抗措置として本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、本新株予約権

の無償割当てを受けるべき株主の皆様が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し、又は無償割当てされた本新株予約権を無償取得する場合には、結果として当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じないことから、当社株式1株当たりの価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

また、無償割当てがなされた本新株予約権の行使及び取得について株主の皆様に関わる手続は、次のとおりです。

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の割当てのための基準日を定め、当該基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて本新株予約権を割り当てます。当社は、基準日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書（当社所定の書式によるものとします。また、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、当該誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を含むことがあります。）その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付します。株主の皆様におかれましては、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込んだ上、当社取締役会が別途定める本新株予約権の行使期間内にこれらの必要書類を提出することにより、1個の本新株予約権につき1株の当社普通株式が発行されることとなります。但し、例外事由該当者は、当該新株予約権を行使できない場合があります。

他方、本新株予約権に取得条項が付され、当社が当該取得条項に基づいて本新株予約権を取得する場合、例外事由該当者以外の株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当該取得の対価として、当社普通株式の交付を受けることとなります（なお、この場合、株主の皆様には、別途、本人確認のための書類及び当社普通株式の振替を行うための口座に関する情報を記載した書類の他、株主の皆様ご自身が例外事由該当者ではないこと等を誓約し、当該誓約に虚偽が存した場合には、交付された当社普通株式を直ちに返還する旨の文言を記載した書面をご提出いただくことがあります。）。但し、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことや、取得の対価として本新株予約権以外の当社新株予約権が交付されることがあります。

これらの手続の詳細につきましては、実際にこれらの手続が必要となった際に、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って適時適切に開示しますので、当該開示の内容をご確認ください。

7. 本対応方針の合理性について

本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を

以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日及び2021年6月11日に改訂された「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」の「原則1-5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

(1) 企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上

本対応方針は、上記1.記載のとおり、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報及び時間を確保することにより、当社の中長期的な企業価値ないし株主の皆様共同の利益の確保・向上のため、導入されるものです。

(2) 事前の開示

当社は、株主及び投資家の皆様及び大規模買付者を含む特定株主グループの予見可能性を高め、株主の皆様に適正な選択の機会を確保するために、本対応方針を予め開示するものです。

また、当社は今後も、適用のある法令等及び金融商品取引所規則に従って必要に応じて適時適切な開示を行います。

(3) 株主意思の重視

当社は、本対応方針の導入を本定時株主総会において議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、本対応方針を廃止するものとします。

また、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する場合、当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催し、所定の決議要件の下で当該対抗措置の発動承認議案を付議することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。即ち、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様のご意思に基づいてのみ、対抗措置が発動されるか否かが決定されることとなります。

なお、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールに重大な違反をして大規模買付行為等を実施しようとする場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、新たに株主意思確認総会を開催することなく対抗措置を発動できることとなりますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等を受け入れるか否かを判断する機会を与えないという当該大規模買付者を含む特定株主グループの判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株

主の皆様の意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

(4) 外部専門家の意見の取得

上記**3.**(3)記載のとおり、当社取締役会は、大規模買付行為等に関する評価、検討、意見形成、代替案立案及び大規模買付者との交渉を行うに当たり、必要に応じて、当社取締役会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得るものとしています。これにより、当社取締役会の判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(5) 特別委員会への諮問

当社は、上記**3.**(4)記載のとおり、大規模買付行為等に対する対抗措置の発動等に関する当社取締役の恣意的判断を排除するため、既に設置されており、当社の業務執行を行う経営陣から独立している独立社外取締役2名及び弁護士1名（本定時株主総会終結後においては、独立社外取締役3名）から構成される特別委員会を活用することとしており、当社取締役会は、対抗措置の発動等を判断するに当たり特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしています。

また、特別委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び特別委員会から独立した第三者的立場にある専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができるものとされています。これにより、特別委員会の勧告に係る判断の客観性及び合理性が担保されることとなります。

(6) 合理的な客観的要件の設定

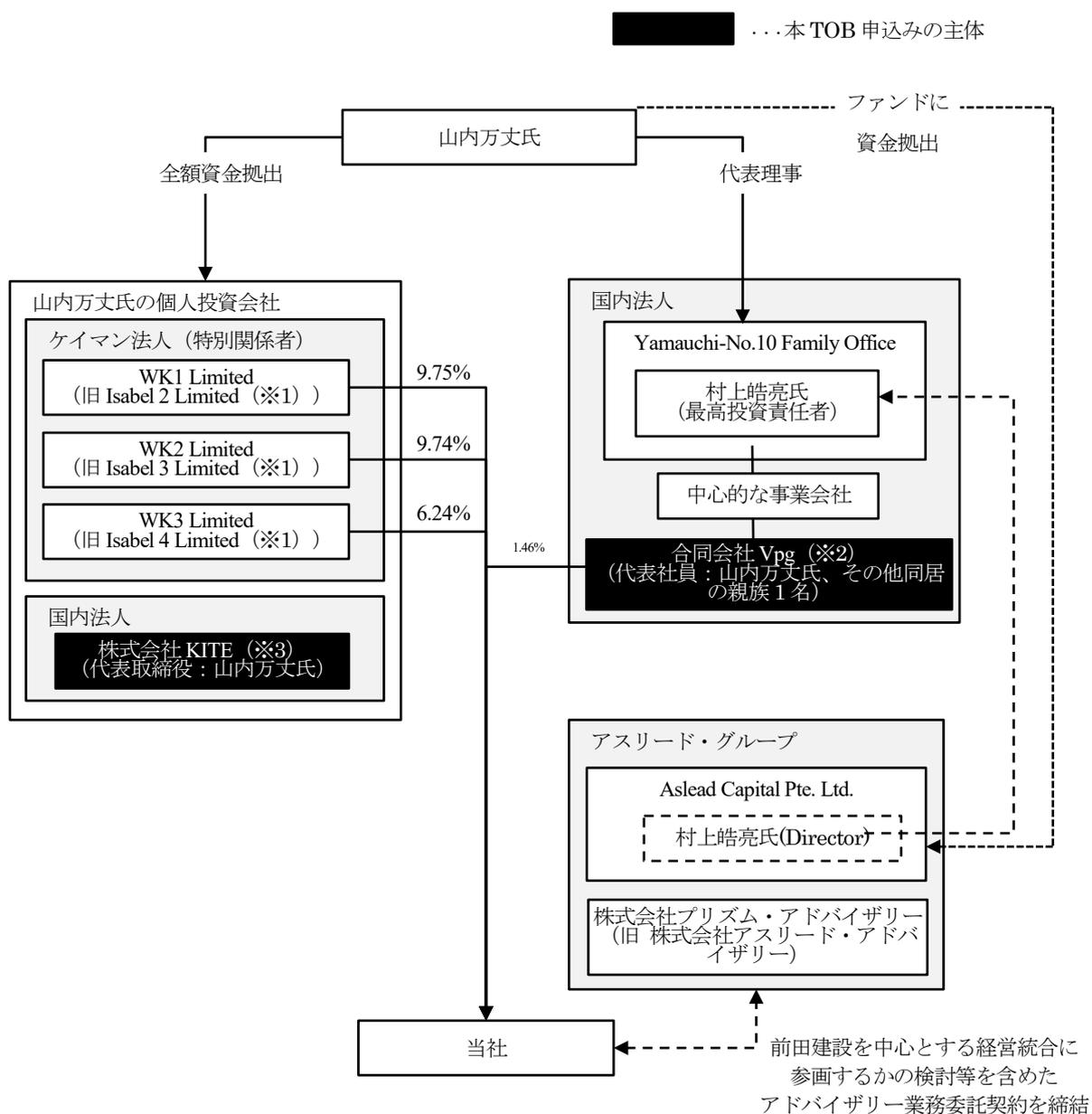
本対応方針は、上記**3.**(5)(a)②に記載のとおり、大規模買付者を含む特定株主グループが大規模買付ルールを遵守する限り、予め定められた合理的かつ客観的な要件が充足されなければ、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による対抗措置の発動が恣意的に行われなことを担保するための仕組みが確保されています。

(7) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、上記**5.**記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によってその有効期間内においても廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

以 上

YFO グループの資本的・人的・資金的関係



※1 2022年3月25日付けで名称変更

※2 2020年6月17日設立

※3 2022年5月11日設立

特別委員会の委員の氏名及び略歴

2022年5月24日時点の特別委員会の委員は、福田善夫氏、吉田豊氏及び西本強氏の3名です。同3名のうち、西本強氏は本定時株主総会終結時に特別委員会の委員を退任する予定であるため、その後任として、藤谷泰之氏（当社独立社外取締役役に就任予定）が新たに特別委員会の委員に就任する予定です。

<2022年5月24日時点>

福田 善夫（ふくだ よしお）

【略歴】

1953年3月1日生

1976年4月 帝人株式会社入社

2007年5月 同社 帝人グループ執行役員

（ピー・ティ・テイジン・インドネシア・ファイバー・コーポレーション・
ティービーケー 取締役社長）

2010年6月 同社 取締役執行役員 経営企画部門長

2011年6月 同社 取締役常務執行役員

（テイジン・デュポン・フィルムズ 会長）

2012年4月 同社 電子材料・化成品事業グループ長兼樹脂事業本部長

（帝人化成株式会社 代表取締役社長）

2013年6月 同社 取締役専務執行役員 電子材料・化成品事業グループ長

2015年4月 同社 取締役顧問

2015年6月 同社 顧問

2016年6月 当社 取締役（現任）

2017年6月 一般社団法人日本インドネシア協会 監事（現任）

株式会社ハーモニック・ドライブ・システムズ 社外監査役

2020年6月 同社 社外取締役（現任）

※ 当社は、東京証券取引所に対して、福田善夫氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

吉田 豊（よしだ ゆたか）

【略歴】

1953年10月28日生

2001年7月 石川島播磨重工業株式会社 財務部スタッフグループ 兼国際金融グループ部長

2003年7月 同社 再開発プロジェクト室長

2009年4月 株式会社IHI 執行役員経営企画部長
2013年6月 IHI運搬機械株式会社 代表取締役社長
2017年6月 同社 顧問
2018年6月 当社 取締役(現任)

※ 当社は、東京証券取引所に対して、吉田豊氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

西本 強 (にしもと つよし)

【略歴】

1973年11月21日生
2000年10月 西村総合法律事務所
2002年12月 日比谷パーク法律事務所
2006年9月 ヒューズ・ハバード・アンド・リード法律事務所(ニューヨーク)(~2007年3月)
2010年1月 日比谷パーク法律事務所パートナー(現任)
2018年3月 公益財団法人日本サッカー協会 監事(現任)
2018年3月 株式会社ブロードリーフ 社外監査役(現任)
2020年6月 株式会社島津製作所 社外監査役(現任)
2022年4月 株式会社エニグモ 社外取締役(監査等委員)(現任)

<本定時株主総会終結後に就任予定>

藤谷 泰之 (ふじたに やすゆき)

【略歴】

1958年3月26日生
1982年4月 三井物産株式会社入社
1996年3月 米国三井物産株式会社 ニューヨーク本店 重化学機械部 GM
2012年4月 欧州・中東・アフリカ副本部長兼中東三井物産株式会社 社長
2013年4月 三井物産株式会社 執行役員
2015年4月 同社 コーポレートディベロップメント本部長
2016年4月 同社 常務執行役員
2018年4月 同社 専務執行役員 欧州・中東・アフリカ本部長兼欧州三井物産株式会社 社長
2020年4月 同社 顧問(2022年3月退任)

※ 当社は、東京証券取引所に対して、藤谷泰之氏を同取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定です。

以 上

当社の大株主の状況

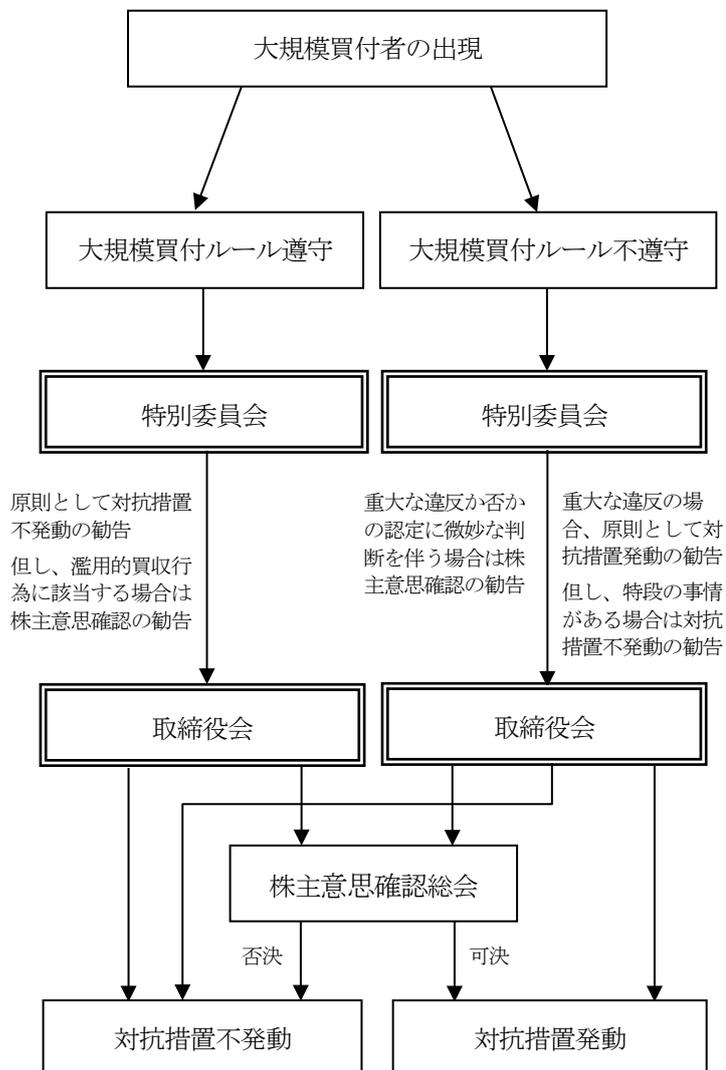
2022年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株主名	当社への出資状況	
	持株数(株)	持株比率(%)
前田建設工業株式会社	19,047,510	20.19%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	9,450,400	10.02%
ISABEL 3 LIMITED	3,976,600	4.22%
ISABEL 2 LIMITED	3,973,200	4.21%
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	3,972,400	4.21%
PERSHING SECURITIES LTD CLIENT SAFE CUSTODY ASSET ACCOUNT	3,900,000	4.13%
MSIP CLIENT SECURITIES	3,081,632	3.27%
東洋建設共栄会	2,829,640	3.00%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNY GCM CLIENT ACCOUNTS M LSCB RD	1,703,860	1.81%
ISABEL 4 LIMITED	1,507,000	1.60%

※ 当社は自己株式(43,284株)を保有しておりますが、上記大株主の記載からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

本対応方針についてのフローチャート

大規模買付ルールの流れ



※ 別紙4は、大規模買付ルールの流れに関する概要を記載したものです。詳細につきましては、本プレスリリースの本文をご参照ください。

Vpgらによる本TOB申込みに関する現時点におけるその他の懸念点

当社の特別委員会からは、Vpgらによる本TOB申込みについては、現時点において、上記頭書の「③本対応方針の導入に至る経緯・理由」で概説した事項以外にも、少なくとも以下に記載するような当社の懸念と同様の懸念が拭えないため、これらの点については、さらに必要な情報の提供を受けて事実関係を精査すべきであるとの意見を得ております。

1. コンプライアンス上の懸念

上記頭書の「③本対応方針の導入に至る経緯・理由」で概説したとおり、当社は、2020年10月1日以降、アスリードとの間で、情報の目的外利用禁止義務及び投資利用禁止義務の条項を含むアドバイザー業務委託契約をそれぞれ締結し、当社が当時の前田建設を中心とする組織再編に参画するか否か及び参画する場合における条件の検討その他の当社の資本政策に関する検討をアスリードに対して依頼していたところ、YFOの最高投資責任者である村上氏は、アスリードの担当者（肩書きはディレクター）として上記の検討に参加しており、当該検討の過程で、インフロニア TOB の前段階で当社が検討していた取引に関する情報やインフロニア TOB の背景となっている情報を含め当社に関する様々な未公表情報を取得しております。このように、上記アドバイザー業務委託契約において情報の目的外利用及び投資利用を禁止されているアスリードの担当者であった村上氏が、Vpgらによる本TOB申込みに関しても、YFOの最高投資責任者として主導的な役割を担っていることにつき、当社としては強い疑問を有しております。上記契約上の義務違反の点を措くとしても、上記については、当社の営業秘密の不正使用行為（不正競争防止法第2条第1項第5～9号）に該当する疑いがあり、仮に、最終的に裁判上は法令違反行為には技術的に該当しないとされたとしても、当社としては、少なくとも、アドバイザー業務や投資事業に関与する者が当然に備えているべきプロフェッショナルとしての基本的な職業倫理に反するものであることは明らかであると考えております。

また、当社は、外為法上、対内直接投資における事前届出規制との関係で、いわゆるコア業種に当たる事業を営んでいるところ、山内氏を介して実質的にWKらと同一のグループに属するVpgらが当社株式のTOBを行うことは、外国投資家に当たるWKらとの関係で、外為法に抵触するおそれがあるのではないかと懸念を抱いております。この点につき、5月10日付けYFO回答書において、YFO側からは、大要、VpgらはWKらとの関係で外為法に規定された「密接関係者」に当たらないので問題ないとの説明しかなされておりましたが、Vpgら及びWKらがいずれも少なくとも資金面で山内氏の強い影響下にあることが明らかである以上、Vpgらは外国投資家であるWKらとの間で、「共同して会社の株主としての議決権その他の権利を行使することを合意している個人又は法人その他の団体を外国投資家とした場合にイからホまでに掲げる者に該当することとなる者」（対内直接投資等に関する政令第2条第11項第1号、

対内直接投資等に関する命令第 2 条第 1 項ト) 等に該当するのではないのかとの疑念は拭えません。

このようなコンプライアンス上の懸念が存在することは、法令遵守を厳しく求められ、法令違反が発覚した場合には、公共工事の入札等への参加ができなくなることがある建設業を営んでいる当社としては、その企業価値に重大な影響を与え得る事項であるといわざるを得ません。そこで、これらの懸念点については、今後、Vpg からさらに必要な情報の提供を受けて事実関係を精査すべきであると考えられます。

2. アスリードとの関係

上記 1. でも言及したとおり、アスリードと YFO とは密接な関係にあります。当社が、当時の前田建設を中心とする組織再編に参画するか否か及び参画する場合における条件の検討その他の当社の資本政策に関する検討を当社が依頼していた際に、その担当者を務めていたアスリード S は、英国領ケイマン諸島籍の有限責任課税免除会社である Aslead Strategic Value Fund 及び Aslead Growth Impact Fund (以下「アスリード・ファンド」といいます。) が富士興産株式会社 (以下「富士興産」といいます。) に対して、敵対的な TOB を行うに至った一連の取引に際して、アスリード・ファンドとの間で、契約期間の定めのない投資一任契約を締結し、アスリード・ファンドから、富士興産の株式に投資するために必要な権限及び会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を受任していました (アスリード・ファンドによる 2021 年 4 月 28 日付け公開買付届出書参照)。

然るに、当該 TOB に対応して、富士興産が買収防衛策に基づいて実施した新株予約権無償割当てにつき、アスリード・ファンドが申し立てた差止仮処分申立てに対して東京地方裁判所が下した決定 (東京地決令和 3 年 6 月 23 日資料版商事法務 450 号 151 頁) においては、アスリード・ファンドは、上記公開買付届出書又はアスリード S のウェブサイト上において、次のような説明等を行ったものと認定されています。「債権者ら [注: アスリード・ファンド] は、アスリードキャピタル [注: アスリード S] が債務者 [注: 富士興産] から十分納得できる方策を提示されることはなかったことから、債務者の中長期的な企業価値の向上のためにも、非公開化が必要であると考え、債務者の支配権の取得及び債務者の非公開化を目的として、公開買付けを行うこととした。また、本件公開買付けの実施に際し、外部の金融機関からの借入れを必要とせず、債権者らの資金だけで買付資金の全額を賄えること等から、アスリードキャピタルが運用するファンドである債権者らを公開買付けの買付主体とした。〔中略〕公開買付けの成立後の経営方針等について、①債権者らは、アスリードキャピタルに対し、債務者株式に投資するために必要な権限及び会社の株主としての議決権その他の権利を行使する権限を委任している、また、②アスリードキャピタルは、経営を引き続き債務者の現経営陣に委ね、現在の事業継続に必要な従業員の雇用を維持したいとの方針を有しており、債務者の支配権を取得する可能性があるが、今後現経営陣の策定する経営計画を支持する予定であり、これと異なる独自の経営方針又は計画は有していない。また、アスリードキャピタルは、債務者の過半数未満

の取締役をアスリードキャピタルが指名する者から選任するよう要請をし、取締役会での議論の活性化を目指す、それらの者が取締役に選任された場合には、当該取締役は債務者の経営の執行を兼務せず、専ら債務者の経営の監督を行うことを想定している」（抗告審決定である東京高決令和3年8月10日資料版商事法務450号146頁においても、基本的にこの認定は維持されています。）。

また、アスリード・ファンドが2021年5月24日付けで関東財務局長に対して提出した対質問回答報告書においては、要旨、

「債務者の中長期的な企業価値向上の実現は、債務者の非公開化を行うことで、上場を維持したよりも効果的に実現が可能であり、企業価値向上が実現された際の債権者らの値上がり益及び配当益の最大化という点では合理的であると考えた」、

「債務者が明確な成長戦略を持ち合わせていない状態が長く続いており、既存事業の現状水準からの増益はそれほど期待できず、新規事業についても新たな事業の柱となるものはいまだ見つかっていないこと等を踏まえると、今後、企業価値向上の結果を出すまでに次期中期経営計画の期間である3年間を超える時間を要するようであると、企業価値向上の実現による短期的な株価の上昇は見込みにくく、債務者経営陣が、短期的な株価の上昇を期待する株主も多い資本市場への配慮から、多少なりとも短期的な企業価値向上を追求することにより、時間を要しても中長期的には企業価値向上により効果のある施策を検討していない可能性もあるのではないかとアスリードキャピタルは考えた」

と記載されています。

これらのことからすると、アスリードSは、富士興産に対する敵対的TOBを行った当時において、富士興産の企業価値を中長期的に向上させる具体的な施策は何ら持ち合わせていなかったことが窺われます。

このことに照らすと、アスリードSのディレクターであった（現時点でもアスリードに籍があるか否かは不明です。）村上氏が最高投資責任者を務めているYFO及びVpgらも、同様に、当社の企業価値を中長期的に向上させる具体的な施策は何ら持ち合わせていないのではないかと懸念されるどころです。実際に、上記頭書の「①本株式大量買集め、本TOB申込み及びYFOとの協議の状況」で概説したとおり、YFOとの現在までの三度に亘る面談及び5月17日付けYFO経営方針案では、YFOやVpgらから、当社の経営支配権取得後において採用する予定の施策について一定の提示はあったものの、当社としては、当社の企業価値を中長期的に向上させる具体的な施策については、未だ十分な提示がなされていないと考えております。

そこで、YFOやVpgらがかかる具体的な施策を持ち合わせているのかや、持ち合わせている場合にそれが実際に当社の企業価値を中長期的に向上させるものであるかについては、必要な情報の提供を受けた上で、精査・検証を行うことが不可欠と考えられます。

以 上

(別添)

対抗措置としての新株予約権無償割当ての概要

1. 割当対象株主
当社取締役会で別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に
対し、その所有株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で
新株予約権の無償割当てをする。
2. 新株予約権の目的である株式の数
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の行使により交付
される当社普通株式は1株以下とする。
3. 新株予約権の無償割当ての効力発生日
当社取締役会において別途定める。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して行われる出資の目的は金銭とし、新株予約権の行使に際し
て出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は金1円とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
6. 新株予約権の行使条件
新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとする（なお、例外事由
該当者による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措
置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあり得る。）。
7. 当社による新株予約権の取得
以下に定める取得条項その他の大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案
した取得条項を付すことがあり得る。
 - (a) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日にお
いて、未行使の本新株予約権で、行使可能な（即ち例外事由該当者に該当しない者が
保有する）もの（以下「行使適格本新株予約権」という。）について、取得に係る本
新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数
部分に該当する数の当社普通株式を、対価として取得することができる。
 - (b) 当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で取締役会が定める日にお

いて、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものについて、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で例外事由該当者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に規定する行使条件及び取得条項その他取締役会が定める内容のものとする。以下「第2新株予約権」という。）を対価として取得することができる。

(i) 行使条件

例外事由該当者は、次の(x)及び(y)をいずれも満たす場合その他取締役会が定める場合を除き、第2新株予約権を行使できない。

(x) 第2新株予約権の保有者が、大規模買付行為等を継続しておらず、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しない旨を誓約すること

(y) 特定株主グループの株券等保有割合が20%未満となった場合（但し、行使後の株券等保有割合が20%未満となる数の第2新株予約権に限る。）

※ 但し、特定株主グループがYFOグループ（但し、上記Ⅲ 2. の記載により特定株主グループを構成するものとみなされる者に限る。以下同じ。）である場合には、ここでいう「20%」の割合は、特別委員会の勧告に基づき、本対応方針導入時点におけるYFOグループの株券等保有割合と読み替えられる場合があり得る。

(ii) 取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年後の日において、なお行使されていない第2新株予約権が残存するときは、当該第2新株予約権（但し、行使条件が充足されていないものに限る。）を、その時点における第2新株予約権の時価に相当する金銭を対価として取得することができる。

8. 新株予約権の無償取得事由（対抗措置の廃止事由）

以下の事由のいずれかが生じたときは、当社は、新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。

(a) 当社株主総会において大規模買付者を含む特定株主グループによる大規模買付行為等の実行について普通決議による賛同が得られた場合

(b) 当社取締役会が、対抗措置を廃止することが取締役の善管注意義務に適う等の事情があると認め、対抗措置の廃止を決議した場合

(c) 特別委員会の全員一致による決定があった場合

(d) その他当社取締役会が別途定める場合

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案する等して、当社取締役会において別途定めるものとする。

以上